

十 九 二 一	八 七 六 五	四	三 二 一	条 成 省
の経利行 払過行 込利価 み子率格日	発発 振額最 替低額 単面金 位金額	払發 込行 方 法	発 行 方 法	用振の法發号名 等替條律行 法項及の のび根 適そ拠 記
に日年額平す額の振 加本〇面成るの記替 え郵・金十。整載法 、政一額六数又の 次公パ百年倍は規 の社一円三の記定 算総セに月金録に 式裁ンつ二額はよ にはトき十に、る よ、百ニよ最振 り払円日る低替 算込七も額口 出金十八の面座 し額万と金簿	五円三額金項律日機用「成社条二財八利 万千面に第第本関を振十債第十政回付 円二金よ四九郵は受替三等一六融」国 百額る号十政日け法年の項年資庫債券 六で引に七公本る「法振法資債券(二年) 億三受規号社銀もと律替律金券 二千け定「法行のい第に第特 千ニす第へととう七關百別 四百るニ平すし「十す一會 百四郵十成る、の五る号計 二億便四十。そ規号法「法 十円貯条四の定。律第 十八金第年振の以「十昭 万資三法替適下平 一和	財務大臣 谷垣 第 二 百 一 十	件十令國財 成等六第債務 十を年三省告 六次三十發示 四年月号行示 四と二月等第 月おり二十第 九日告日二七 日告日条す五 示に第三第 する發行項令 す行項令 る。しのへ た規昭 利定和 付に五 国基十 債づ七 のき年 發、大 行平藏	

日たに払い込むものとする。規定期

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$

十三 初期利子

す次そが金と平  
る号の銀額し成  
期及翌行を、十  
日び嘗休支次六  
に第業業払の年九  
つ十日日う算九  
い五にに。式月  
て号支当たに二  
同じ払ただよ十  
じおうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、期た期

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

十八 十十  
七八六五

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限 子 以

平 日額平利てを毎  
成 本面成子、支年  
銀 金十をそ払三  
行 額八支の期月  
百 年 扱日と二  
円 三 う以し十  
に 月 。前、日  
つ 二 六各及  
き 十 月支び  
百 日 間 扱九  
円 に 期月  
屬 に 二  
す お 十  
る い 日